令和８年小田原市議会１２月定例会議案

（報告第３４号～報告第４７号）

令和　８　年１１月２５日提出

目　　次

報告第３４号　専決処分の報告について……1

報告第３５号　専決処分の報告について……3

報告第３６号　専決処分の報告について……4

報告第３７号　専決処分の報告について……5

報告第３８号　専決処分の報告について……6

報告第３９号　専決処分の報告について……7

報告第４０号　専決処分の報告について……8

報告第４１号　専決処分の報告について……9

報告第４２号　専決処分の報告について……10

報告第４３号　専決処分の報告について……11

報告第４４号　専決処分の報告について……12

報告第４５号　専決処分の報告について……13

報告第４６号　専決処分の報告について……14

報告第４７号　専決処分の報告について……15

報告第３４号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により、これを報告する。

令和 ８ 年１１月２５日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

専　決　処　分　書

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分する。

小田原市景観条例の一部を改正する条例

小田原市景観条例（平成１７年小田原市条例第４２号）の一部を次のように改正する。

第９条第１項中「第１６条第７項第１１号」を「第１６条第８項第１２号」に改め、同項第７号中「第１６条第７項第１号」を「第１６条第８項第１号」に改め、同条第２項中「第１６条第７項第１１号」を「第１６条第８項第１２号」に改める。

附　則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の施行の日から施行する。

令和　８　年１１月１３日

小田原市長　加　藤　憲　一

（理由）

景観法の一部改正に伴い、同法の条項を引用する規定の整理を行うに当たり、専決処分するものであります。

報告第３５号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により、これを報告する。

令和 ８ 年１１月２５日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

事故賠償について

１　専決処分年月日　　令和８年１０月２７日

２　損害賠償額　　８４７，４０３円

３　相　手　方　　市外在住者

４　事故の概要　　令和７年５月２６日午前１０時頃、市内蓮正寺３４１番地付近において、停車していた公用車が相手方の通行を妨げていたため、土木管理課職員が移動したところ、停車中の相手方車両に接触し、運転していた相手方を負傷させた。

報告第３６号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により、これを報告する。

令和 ８ 年１１月２５日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

事故賠償について

１　専決処分年月日　　令和８年１１月２日

２　損害賠償額　　５３９，８１４円

３　相手方　　埼玉県川口市川口六丁目５番２７号２階
有限会社彩光通信
代表取締役　斉藤　淳一

４　事故の概要　　令和８年５月２７日午後０時３０分頃、市内飯泉３３６番地の３付近の市道４２３５において、相手方の高所作業車が工事のため停車したところ、道路が陥没し、車両の左前輪周辺部を破損させた。

報告第３７号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により、これを報告する。

令和 ８ 年１１月２５日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

事故賠償について

１　専決処分年月日　　令和８年１０月３０日

２　損害賠償額　　１２０，０００円

３　相　手　方　　小田原市成田１０４２番地
神奈川県中古自動車販売協会
神奈川県中古自動車販売商工組合
代表理事　鎌田　政男

４　事故の概要　　令和８年６月、市内成田９１６番地付近において、準用河川金瀬川用地内のつる性植物が、隣接する相手方所有の駐車場フェンスに絡まり繁茂したことで、その重みでフェンスが傾き、これを破損させた。

報告第３８号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により、これを報告する。

令和 ８ 年１１月２５日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

事故賠償について

１　専決処分年月日　　令和８年１１月１１日

２　損害賠償額　　７５，９００円

３　相手方　　市内在住者

４　事故の概要　　令和８年８月１３日午前１０時頃、市内堀之内の三ケ村排水路用地において、道水路整備課職員が草刈り機で作業中、小石が飛散し、隣接する相手方住宅の窓ガラスに当たり、これを破損させた。

報告第３９号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により、これを報告する。

令和 ８ 年１１月２５日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

事故賠償について

１　専決処分年月日　　令和８年１１月１１日

２　損害賠償額　　２２６，６００円

３　相　手　方　　小田原市桑原６７６番地１

日本新薬株式会社　小田原総合製剤工場

工場長　山口　徹

４　事故の概要　　令和８年９月１０日午前９時３０分頃、市内桑原６７６番地１付近の水路用地内の樹木が倒れ、隣接する相手方所有のフェンスを破損させた。

報告第４０号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により、これを報告する。

令和 ８ 年１１月２５日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

事故賠償について

１　専決処分年月日　　令和８年１１月１１日

２　損害賠償額　　１，３１１，７８４円

３　相手方　　市内在住者

４　事故の概要　　令和８年７月２７日午後２時３０分頃、市内扇町三丁目１３番２０号付近の国道２５５号において、教育指導課職員の運転する公用車が車線変更しようとしたところ、走行していた相手方車両に接触し、これを破損させた。

報告第４１号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により、これを報告する。

令和 ８ 年１１月２５日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

事故賠償の追認について

１　専決処分年月日　　令和８年１１月１０日

２　損害賠償額　　９７，８０７円

３　相手方　　市内在住者

４　事故の概要　　平成２９年５月１日午後０時５０分頃、市立鴨宮中学校において、南館校舎の北側外通路に設置していた木製の柵が強風により倒れ、敷地内に駐車していた相手方車両に接触し、これを破損させた。

報告第４２号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により、これを報告する。

令和 ８ 年１１月２５日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

事故賠償の追認について

１　専決処分年月日　　令和８年１１月１０日

２　損害賠償額　　６７，７８０円

３　相手方　　市内在住者

４　事故の概要　　平成３０年１０月１日、市立富士見小学校において、校舎３階に設置していた避難はしごのカバーが強風により落下し、近隣の駐車場に駐車していた相手方の二輪自動車に接触し、これを破損させた。

報告第４３号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により、これを報告する。

令和 ８ 年１１月２５日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

事故賠償の追認について

１　専決処分年月日　　令和８年１１月１０日

２　損害賠償額　　２０５，８５４円

３　相　手　方　　市内在住者

４　事故の概要　　令和２年１２月９日午後３時５０分頃、市立鴨宮中学校において、部活動中にソフトボールが防球ネットを越えて、近隣の駐車場に駐車していた相手方車両に当たり、これを破損させた。

報告第４４号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により、これを報告する。

令和 ８ 年１１月２５日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

事故賠償の追認について

１　専決処分年月日　　令和８年１１月１０日

２　損害賠償額　　１１４，９９４円

３　相手方　　市内在住者

４　事故の概要　　令和４年１２月１４日午後２時４５分頃、市立鴨宮中学校において、校舎昇降口に張り出した屋根に施工した防水シートが、強風により裂けて落下し、敷地内に駐車していた相手方車両のバックドアガラス等に接触し、これを破損させた。

報告第４５号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により、これを報告する。

令和 ８ 年１１月２５日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

事故賠償の追認について

１　専決処分年月日　　令和８年１１月１０日

２　損害賠償額　　３８８，４５０円

３　相手方　　市内在住者

４　事故の概要　　令和６年２月７日午後４時頃、市立鴨宮中学校において、部活動中にサッカーボールがグラウンドから道路に出て、自転車で走行していた相手方に当たり、負傷させた。

報告第４６号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により、これを報告する。

令和 ８ 年１１月２５日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

事故賠償の追認について

１　専決処分年月日　　令和８年１１月１０日

２　損害賠償額　　４９，１７０円

３　相手方　　市内在住者

４　事故の概要　　令和６年７月１８日午前１０時頃、市立酒匂小学校において、学校職員が敷地内のフェンス沿いを草刈り機で作業中、小石が飛散し、道路を挟んだ先に駐車していた相手方車両のフロントオペラガラスに当たり、これを破損させた。

報告第４７号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により、これを報告する。

令和 ８ 年１１月２５日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

事故賠償の追認について

１　専決処分年月日　　令和８年１１月１０日

２　損害賠償額　　１９，８００円

３　相手方　　市内在住者

４　事故の概要　　令和７年７月１７日午後１時３０分頃、市立国府津中学校において、部活動中に野球ボールが防球ネットを越えて、近隣の相手方住宅の窓ガラスに当たり、これを破損させた。